愛媛県飼料検定条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧	
愛媛県飼料検定条例		愛媛県飼料検定条例	
	昭和52年 3 月25日		昭和52年 3 月25日
	条例第 9 号		条例第 9 号
((物旨)	

(趣旨)

第1条 この条例は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法第1条 この条例は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法 律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)<u>第27条第1項後段</u> 律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)<u>第4条第1項後段</u> の規定による検定(以下「検定」という。)の実施に関し必要な事の規定による検定(以下「検定」という。)の実施に関し必要な事 項を定めるものとする。

別表(第4条関係)

飼料検定手数料

	品目	手数料の額	
	配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質 の改善に関する法律施行令(昭和51年政令 第198号。以下「政令」という。)第1条 第1号又は第2号に掲げる動物に使用さ れるもの	1件につき	49,100円
	配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動 物に使用されるもの	1件につき	32,100円
	とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき	16,400円
	フイツシユソリユブルをふすま、米ぬか等 に吸着させた飼料	1件につき	38,300円
	魚粉	1件につき	24,200円
	フエザーミール	1件につき	29,600円
供表 このまにおいて「町へ勾切」には、辻笠00名笠4時			

備考 この表において「配合飼料」とは、法第26条第1項の規定 によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた 飼料をいう。

(趣旨)

項を定めるものとする。

別表(第4条関係)

飼料検定手数料

品目	手数料の額	
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質 の改善に関する法律施行令(昭和51年政令 第198号。以下「政令」という。)第1条 第1号又は第2号に掲げる動物に使用さ れるもの	1件につき	49,100円
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき	32,100円
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき	16,400円
フイツシユソリユブルをふすま、米ぬか等 に吸着させた飼料	1件につき	38,300円
魚粉	1件につき	24,200円
フエザーミール	1件につき	29,600円
備考 この表において「配合飼料」とは、	法第3条第1	項の規定

によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた 飼料をいう。